

【論点整理 5】
消費者被害救済に係る訴訟の援助について

《背景》

- 法令整備
 - 平成25年12月、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「消費者裁判手続特例法」という。）が公布され、平成28年10月1日に施行された。
 - 消費者裁判手続特例法の施行により、内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体が、消費者と事業者との間の情報の質・量や交渉力の格差により、消費者自ら回復を図ることが困難な財産的被害を集団的に回復するため裁判手続を行うことが可能となった。
 - 道内においては、現在、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下、「ホクネット」という。）が特定適格消費者団体の認定に向けた取組を行っている。

《北海道消費生活審議会委員意見》

- 特定適格消費者団体への「訴訟の援助」の適用について、検討いただきたい。
 - ホクネットが特定適格消費者団体の認定申請において経理的基盤が課題となっている。
 - 北海道消費生活条例（以下、「条例」という。）第25条では、次に該当する場合、消費者が事業者を相手として提起する訴訟に要する費用の貸付けその他必要な援助について、規定されている。（訴訟の援助）
 - ・ 事業者の協力が得られず、北海道消費者苦情処理委員会の調停でも解決されない場合。
 - ・ 消費者が受けた被害と同様の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある場合。
 - 集団的被害回復も個々の消費者の被害回復を目的としたものであり、「訴訟の援助」の適用範囲を特定適格消費者団体まで拡げることについて、違和感を感じない。

《課題》

- 意見を踏まえた条例改正の必要性

他都府県の状況	道の対応
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国にある特定適格消費者団体は、3団体（東京都、大阪府、埼玉県）。 ➢ 東京都が、消費者裁判手続特例法の制定を踏まえ、東京都消費生活基本計画の中で、「特定適格消費者団体への総合的な支援」を明記するとともに、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行するのに必要な資金の貸付けを規定した『東京都被害回復裁判手続資金貸付要綱』を制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正 ・ 要綱制定 ・ その他
<p>《東京都消費生活基本計画》－抜粋－ 政策5 消費者被害の救済 今後の施策の展開 (2) 被害回復のための取組の推進 特定適格消費者団体への総合的な支援 集団的消費者被害回復訴訟制度を都民に広く周知するとともに、都内の特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑に遂行できるよう、必要な相談情報の提供や訴訟資金の貸付けなどの総合的な支援を行うことで、消費者の被害回復を促進していきます。</p>	<p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金貸付は、条例に定める必須事項ではない。（地方自治法）
<p>《東京都被害回復裁判手続資金貸付要綱》－抜粋－ (貸付対象団体) 第3 都内に主たる住所を有する特定適格消費者団体（以下「団体」という。）とする。 (貸付けの限度額) 第4 貸付けは一の被害回復裁判手続について、1,500万円を上限とする。 (貸付けの範囲) 第5 貸付けの範囲は、団体が被害回復裁判手続を進行するのに必要な資金のうち、以下のものとする。ただし、貸付申請時において支払をしていないものに限る。 (1) 共通義務確認訴訟 ア 弁護士に支払う着手金 イ 弁護士に支払う報酬金 (2) 簡易確定手続 ア 弁護士に支払う着手金 イ 消費者対応に必要な費用として、以下に定めるもの (ア) 対象消費者への通知・公告に要する費用 (イ) 対象消費者に対する説明に要する費用 (ウ) 対象消費者との連絡調整に要する費用 (エ) その他、消費者対応に要する費用として、知事が必要と認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府、埼玉県は訴訟の援助に向けた取組の予定はない。（H30.10現在） ・ 他府県で特定適格消費者団体の認定申請を行う予定の団体なし。（H30.10現在）

《対応（案）》

- 特定適格消費者団体が被害回復関係業務の円滑な遂行のための環境を整備することは、道民の消費生活の安全・安心を確保する観点から重要であるが、訴訟の援助に関する規定が条例の必須項目となっていないため、条例改正は要しないと考えられる。
- 全国の状況等を踏まえ、東京都と同様に特定適格消費者団体への「貸付要綱」による対応を検討したい。

